



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第11号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
○群馬県事務委任規則の一部を改正する規則(同)	7
○群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則(総務事務管理課)	11
訓 令	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)	13

規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十三号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十三年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 第十五款から第十七款まで 削除
第十八款 削除

除」に、「第四十款 東京園芸情報センター(第百三十二条の五・第百三十二条の六)」を「第四十款 削除」に、「及び東毛産業技術センター」を「東毛産業技術センター及び繊維工業試験場」に、「第百四十八条」を「第百四十九条」に、「第四十六款 繊維工業試験場(第百四十九条―第百五十一条)」を「第四十六款 削除」に改め、「第四十七款の二 ぐんま総合情報センター(第百五十四条の二―第百五十四条の四)」を削る。

第六条中「基き」を「基づき」に改める。

第八条第一項の表知事戦略部の部秘書課の項中「報道係」を削り、同部戦略企画課の項中「総務予算係、企画調整係」を「総務・DX推進係、調整係」に改め、「連携推進係」の下に「総合計画・EBPM推進室」を加え、「データ分析・活用推進室」を削り、同部メディアプロモーション課の項中「プロモーションコンテンツ係、ネットメディア係」を「ぐんまちゃんプロモーション」に改め、「広報紙・テレビ係」の下に「報道係、tsulunonos室」を加え、同部デジタルトランスフォーメーション課の項中「企画推進係、活用推進係」を「デジタル化推進係、デジタル連携係、NETSUGEN運用係、DX戦略室」に改め、同部業務プロセス改革課の項中「改革推進係、情報化推進・セキュリティ対策係、情報基盤・システム係」を「業務改革推進係、ICT活用推進係、デジタル基盤室」に改め、同表総務部の部総務課の項中「企画予算係」を「調整・DX推進係」に改め、同部財産有効活用課の項中「財産管理係」を削り、同部統計課の項中「県民経済計算係」を「加工統計係」に改め、同部危機管理課の項中「計画調整係」を「計画推進係」に改め、「感染症対策調整係」の下に「避難対策係」を加え、同部総務事務管理課の項中「管理係」を削り、同表地域創生部の部地域創生課の項中「企画予算係」を「調整・DX推進係」に改め、「過疎山振係」の下に「地域連携係」を加え、同表生活こども部の部生活こども課の項中「企画予算係」を「調整・DX推進係」に、「人権男女共同参画室」を「人権同和係、児童施設監査係、男女共同参画室」に改め、同部消費生活課の項中「消費者支援係、県民防犯係」を「消費者支援・防犯係」に改め、同部私学・子育て支援課の項中「児童施設監査係」を削り、同表健康福祉部の部健康福祉課の項中「予算係、企画調整・健康危機管理係」を「調整・DX推進係、予算係」に改め、

「地域包括ケア推進室」を削り、同部保健予防課の項中「保健予防課」を「感染症・がん疾病対策課」に、「難病対策係」を「疾病対策係、難病対策係、がん対策推進係」に改め、「健康づくり推進室、がん対策推進室」を削り、同項の次に次のように加える。

健康長寿社会づく
り推進課

健康増進係、食育推進係、医療・介護連携推進係、認知症・地域支援係

第八条第一項の表健康福祉部の部障害政策課の項中「発達支援係」を削り、同部業務課の項中「新型コロナウイルスワクチン接種準備室」を「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」に改め、同表環境森林部の部環境政策課の項中「総務予算係、企画調整係」を「総務係、調整・DX推進係」に改め、同部廃棄物・リサイクル課の項中「企画指導係」を削り、同表農政部の部農政課の項中「企画調整係」を「調整・DX推進係」に改め、同部農業構造政策課の項中「農業金融係」を「経営資金係」に改め、同表産業経済部の部産業政策課の項中「総務予算係、企画調整係」を「総務係、調整・DX推進係」に改め、同部経営支援課の項中「創業・経営革新係」を「経営革新係」に改め、「支援機関連携係」の下に「スタートアップ推進室」を加え、同部労働政策課の項中「障害者就労支援係、労働力確保対策室」を「就労支援係、人材確保係」に改め、同表県土整備部の部監理課の項中「総務企画係」を「総務係」に改め、同部建設企画課の項中「政策係」を「政策・DX推進係」に改め、同部道路整備課の項中「国道係」を「企画国道係」に改め、同部河川課の項中「水害対策室」の下に「特定ダム対策室」を加え、同部特定ダム対策課の項を削り、同条第二項の表戦略企画課の部未来創生室の項の前に次のように加える。

総合計画・EBPM
M推進室

計画・EBPM係

第八条第二項の表戦略企画課の部未来創生室の項中「総合計画係、政策推進係」を「未来創生・風の谷実現係」に改め、同部データ分析・活用推進室の項を削り、同部の次に次のように加える。

メディアプロモーション課	tsulunonos室	ネットメディア係
デジタルトランスフォーメーション課	DX戦略室	DX企画係
業務プロセス改革課	デジタル基盤室	デジタル基盤係、システム管理係

第八条第二項の表生活こども課の部人権男女共同参画室の項中「人権男女共同参画室」を「男女共同参画室」に改め、「人権同和係」を削り、同表健康福祉課の部地域包括ケア推進室の項を削り、同表保健予防課の部中「保健予防課」を「感染症・がん疾病対策課」に改め、同部感染症危機管理室の項中「自宅・宿泊療養第一係、自宅・宿泊療養第二係、外来医療整備係」を「自宅・宿泊療養係、外来医療・療養支援係」に改め、「疾病対策係」を削り、同部健康づくり推進室の項及びがん対策推進室の項を削り、同表障害政策課の部精神保健室の項中「精神保健係」を「精神保健・発達支援係、精神医療係」に改め、同表薬務課の部新型コロナウイルスワクチン接種準備室の項中「新型コロナウイルスワクチン接種準備室」を「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」に改め、同表産業政策課の部感染症対策産業経済支援室の項中「医療用物資確保係」を削り、同部の次に次のように加える。

経営支援課	スタートアップ推進室	イノベーション係
-------	------------	----------

第八条第二項の表労働政策課の部労働力確保対策室の項を削り、同部産業人材育成室の項中「技術人材係」の下に、「技能振興係」を加え、同表河川課の部に次のように加える。

特定ダム対策室	水源地域づくり係
---------	----------

第八条第四項の表森林局の部林業振興課の項中「林業団体係」を削り、「きのこ・林業担い手室」を「きのこ振興係 林業担い手対策室」に改め、同表戦略セールス局の部観光魅力創出課の項中「魅力発信・物産係、誘客創出係」を「観光ブランドデザイン係、ツーリズムイノベーション係、総合情報係」に改め、同部イベント産業振興課の項中「Gメッセ施設係」を削り、同条第五項の表林業振興課の部きのこ・林業担い手室の項中「きのこ・林業担い手室」を「林業担い手対策室」に、「きのこ係、林業担い手係」を「経営強化係、生産力強化係」に改める。

第九条第二項の表会計管理課の項中「総務企画係」を「総務・決算係、調整・DX推進係」に改め、「資金・決算係」を削る。

第十二条第二項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 デジタルトランスフォーメーションの取組推進に関する事(県土整備部を除く。)

第十二条の二秘書課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条戦略企画課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条メディアプロモーション課の項に次の一号を加える。

九 報道機関との連絡調整に関する事。

第十二条の二業務プロセス改革課の項に次の二号を加える。

八 総務事務システムの開発、運用及び管理に関する事。

九 財務会計システムの開発、運用及び管理に関する事。
第十二条の二地域外交課の項第二号中「海外トップセールス」を「海外トップ外交」に改める。

第十三条税務課の項第一号中「第三十七条及び第三十九条」を「第四十条及び第四十二条」に改め、同条統計課の項第十号中「県鉱工業指数」を「加工統計」に改め、同条総務事務管理課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の二地域創生課の項第二号中「地域振興施策」を「地域振興」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 市町村との連携の促進に関する事(他課の主管に属するものを除く。)

第十三条の二の二生活こども課の項に次の二号を加える。
十七 群馬県犯罪被害者等支援条例の施行に関する事。
十八 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導及び監査(他課の主管に属するものを除く。)に関する事。

第十三条の二の二私学・子育て支援課の項第十二号を削る。
第十三条の三健康福祉課の項第十九号から第二十五号までを削り、同条監査指導課の項第三号中「医療監視」を「医療機関立入検査」に改め、同条医務課の項に次の二号を加える。

二十二 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行(地域包括ケアシステムの構築に関するものを除く。)に関する事。
二十三 群馬県地域医療介護総合確保基金条例の施行に関する事。

第十三条の三保健予防課の項中「保健予防課」を「感染症・がん疾病対策課」に改め、同項第一号中「保健予防対策」の下に「(他課の主管に属するものを除く。)」を加え、同項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を削り、第八号を第三号とし、第九号を削り、第十号を第四号とし、同項第十一号中「施行」の下に「(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を加え、同項第十二号中「施行」の次に「(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。)」を加え、同項第十三号中「施行」の次に「(健康被害に係ることに限る。)」に改め、同項第十四号中「の総合調整」を「(健康被害に係ることに限る。)」に改め、同項第十五号中「の総合調整」を「(健康被害に係ることに限る。)」に改め、同項第十六号中「の総合調整」を「(健康被害に係ることに限る。)」に改め、同項第十七号を第十一号とし、同項第十八号を第十二号とし、同項第十九号を第十三号とし、同項第二十号を第十四号とし、同項第二十一号中「新型インフルエンザ対策」を「新型インフルエンザ等対策」に改め、同項第二十二号を第十五号とし、同項第二十三号から第二十五号までを七号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

- 健康長寿社会づくり推進課
- 一 健康増進法の施行(特別用途表示等に係るものを除く。)に関する事。
 - 二 生活習慣病対策に関する事。
 - 三 食育基本法の施行に関する事。
 - 四 食育の推進及び総合調整に関する事。
 - 五 栄養士法の施行に関する事。

- 六 歯科保健に関すること。
- 七 群馬県健康づくり財団に関すること。
- 八 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の施行(地域包括ケアシステムの構築に関することに限る。)に関すること。
- 九 在宅医療の推進及び在宅医療・介護連携推進に関すること。
- 十 認知症施策に関すること。
- 十一 介護保険法の施行(地域支援事業に関するものに限る。)に関すること。
- 十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。
- 十三 第三条の三障害政策課の項中第二十九号を第三十二号とし、第二十八号の次に次の三号を加える。
- 二十九 群馬県手話言語条例の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 三十 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 三十一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 第十三条の三業務課の項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。
- 十九 予防接種法の施行(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)に関すること。
- 第十三条の三国保援護課の項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。
- 十一 医療費適正化計画に関すること。
- 第十四条気候変動対策課の項に次の一号を加える。
- 七 地域気候変動適応策に関すること。
- 第十五条農業構造政策課の項第十三号中「工業等」を「産業」に、「促進」を「促進等」に改め、同条蚕糸園芸課の項第一号中「園芸及び特用農産物」を「園芸作物」に改め、同項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 特用作物の生産に関すること。
- 第十五条蚕糸園芸課の項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号とし、第十四号を削り、第十五号を第十一号とし、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十二号とし、第十九号を第十三号とし、同条ぐんまブランド推進課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を削る。
- 九 感染症対策に係る産業経済支援に関すること。
- 第十七条経営支援課の項に次の一号を加える。
- 二十 スタートアップの推進に関すること。
- 第十七条地域企業支援課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同条勞

- 働政策課の項中第五号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第六号とし、第十四号を第七号とし、第十五号を第八号とし、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第九号とし、第十九号から第二十一号までを九号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、第二十三号を第十三号とし、第二十四号から第二十九号までを十号ずつ繰り上げ、同条観光魅力創出課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。
- 十八 首都圏情報発信に関すること。
- 第十八条建設企画課の項中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 県土整備部に係るデジタルトランスフォーメーションの取組推進に関すること。
- 第十八条河川課の項に次の二号を加える。
- 十三 八ッ場ダム水源地域対策に関すること。
- 十四 八ッ場ダム水源地域対策事務所に関すること。
- 第十八条特定ダム対策課の項を削る。
- 第十八条の四第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。
- 第十九条中第九項を第十項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。
- 3 知事戦略部にデジタルトランスフォーメーション推進監を置く。
- 第二十条第一号中「鳥獣被害対策支援センター」を「鳥獣被害対策支援センター」に、「産業技術専門校 ぐんま総合情報センター」を「産業技術専門校」に改め、同条第二号中「群馬産業技術センター及び東毛産業技術センター」を「群馬産業技術センター、東毛産業技術センター及び繊維工業試験場」に改める。
- 第二十一条の二第二号中「及び企業誘致」を削り、同条に次の三号を加える。
- 三 企業誘致に関すること。
- 四 県内観光地及び物産の宣伝等に関すること。
- 五 その他群馬県の情報発信に関すること。
- 第二十一条の四第一項中「及び企業誘致係」を「企業誘致係及び総合情報係」に改め、同条第二項企業誘致係の項の次に次のように加える。
- 総合情報係
 - 一 県内観光地及び物産の宣伝等に関すること。
 - 二 その他群馬県の情報発信に関すること。
- 第二十二条中「業務」の下に「の全部又は一部」を加え、同条第一号から第三号までを次のように改める。
- 一 市町村との連携に関すること。
- 二 地域振興及び観光に関すること。

三 県税に関すること。
 第二十二条中第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。
 四 保健衛生及び福祉に関すること。
 五 環境、林業及び森林に関すること。
 六 農業及び水産業に関すること。
 七 県土整備に関すること。
 第二十二條の二第一項中「又は調整及び連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない」を「地域における県行政を一体的に推進するとともに地域の特性に応じた地域振興施策の推進を図るところである」に改め、同条第二項を次のように改める。
 2 前項に規定する県行政の一体的な推進及び地域の特性に応じた地域振興施策の推進のため、関係事務所は、それぞれ相互の連携を図り、必要な協力をしなければならない。
 第二十二條の二第三項を削る。
 第二十三條の表群馬県北群馬渋川振興局の項の前に次のように加える。

群馬県中部振興局	前橋市	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
----------	-----	--------------

第二十三條の表群馬県北群馬渋川振興局の項の次に次のように加える。

群馬県高崎安中振興局	高崎市	高崎市、安中市
------------	-----	---------

第二十三條の表群馬県利根沼田振興局の項の次に次のように加える。

群馬県東部振興局	太田市	太田市、館林市、邑楽郡
----------	-----	-------------

第二十三條の表群馬県邑楽館林振興局の項を削る。

第二十四條第一項の表群馬県北群馬渋川振興局の項の前に次のように加える。

群馬県中部振興局	前橋行政県税事務所、伊勢崎行政県税事務所、伊勢崎保健福祉事務所、中部環境事務所、中部農業事務所、前橋土木事務所、伊勢崎土木事務所
----------	--

第二十四條第一項の表群馬県北群馬渋川振興局の項の次に次のように加える。

群馬県高崎安中振興局	高崎行政県税事務所、安中保健福祉事務所、西部環境森林事務所、西部農業事務所、高崎土木事務所、安中土木事務所
------------	---

第二十四條第一項の表群馬県利根沼田振興局の項の次に次のように加える。

群馬県東部振興局	太田行政県税事務所、館林行政県税事務所、太田保健福祉事務所、館林保健福祉事務所、東部環境事務所、東部農業事務所、太田土木事務所、館林土木事務所
----------	---

第二十四條第一項の表群馬県邑楽館林振興局の項を削る。

第二十八條第一号中「前橋行政県税事務所、伊勢崎行政県税事務所、高崎行政県税事務所及び太田行政県税事務所」を「伊勢崎行政県税事務所及び館林行政県税事務所」に改め、同条第二号中「関係地域機関等」を「振興局における関係地域機関等」に改め、「こと」の下に「(伊勢崎行政県税事務所及び館林行政県税事務所を除く。)」を加え、同条第三号中「県民」を「振興局における県民」に改め、「こと」の下に「(伊勢崎行政県税事務所及び館林行政県税事務所を除く。)」を加え、同条第十号中「こと」の下に「(伊勢崎行政県税事務所及び館林行政県税事務所を除く。)」を加え、同条第十一号とし、同条第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「こと」の下に「(伊勢崎行政県税事務所及び館林行政県税事務所を除く。)」を加え、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 振興局における行政情報の収集及び提供に関すること(伊勢崎行政県税事務所及び館林行政県税事務所を除く。)

第二十九條第三項中「前条第十三号」を「前条第十四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第十一号」を「前条第十二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第一号から第五号まで及び第十一号に掲げる業務については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる行政県税事務所がそれぞれ同表の下欄に掲げる区域を所管するものとする。

名称	所管区域
群馬県前橋行政県税事務所	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
群馬県太田行政県税事務所	太田市、館林市、邑楽郡

第三十條第一項の表群馬県伊勢崎行政県税事務所の項及び群馬県館林行政県税事務所の項中「総務振興係」を「総務係」に改め、同条第二項総務振興係の項第七号中「関係地域機関等」を「振興局における関係地域機関等」に改め、同条第二項総務振興係の項第八号中「県民」を「振興局における県民」に改め、同条第二項総務振興係の項第十七号を第十八号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。
 九 振興局における行政情報の収集及び提供に関すること。

第三十条第二項総務係の項中「第五号まで」の下に「及び第十二号から第十七号まで」を、「事務」の下に「(第十六号については、伊勢崎行政県税事務所及び館林行政県税事務所を除く。)」を加え、同条第二項企画振興係の項中「第十六号」を「第十一号」に改める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除
第四十条 第一項中「救急支援第一係、救急支援第二係」を「救急支援係、手帳・自立支援係」に改め、同条第三項救急支援第一係及び救急支援第二係の項中「救急支援第一係及び救急支援第二係」を「救急支援係」に改め、第五号及び第六号を削り、同条第三項救急支援第一係及び救急支援第二係の項の次に次のように加える。

手帳・自立支援係
一 自立支援医療費(精神通院)の支給認定に関すること。

二 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。

第四十条第四項中「救急支援第一係、救急支援第二係」を「救急支援係、手帳・自立支援係」に改める。

第一百十條第一項中「食肉検査第三係」を「衛生管理検証係」に改め、同条第二項総務企画係の項に次の一号を加える。

三 野生鳥獣衛生処理施設登録制度に関すること。

第一百十條第二項食肉検査第三係の項を次のように改める。

衛生管理検証係

一 と畜場(食肉検査第一係の主管に属するものを除く。)の衛生管理における外部検証に関すること。

二 食鳥処理場の衛生管理における外部検証に関すること。

第一百十條第二項細菌検査係の項第一号中「及び食鳥検査」を「食鳥検査及び外部検証」に改める。

第一百十九條の三第九項農政係の項第八号中「農村地域工業導入促進」を「農村地域への産業の導入の促進等」に改める。

第一百二十二條第一項の表環境部の項中「検査係」を削り、同条第二項分析・加工係の項に次の二号を加える。

三 農産物等の放射性物質の検査に関すること。

四 豚熱対策等に係るイノシシの検査に関すること。

第三章第二節第四十款を次のように改める。

第四十款 削除

第三章第二節第四十五款の款名を次のように改める。

第四十五款 群馬産業技術センター、東毛産業技術センター及び繊維工業試験場

第四百四十八條第三項及び第四百四項技術支援係の項中「技術支援係」を「機械技術係」に改める。

第四百四十九條を削る。

第三章第二節第四十五款中第四百四十八條の次に次の一条を加える。
(繊維工業試験場)
第四百四十九條 繊維工業試験場は、群馬産業技術センターに附置する。
2 前項に定める繊維工業試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
群馬県立繊維工業試験場	桐生市

3 繊維工業試験場に技術支援係、企画連携係、生産技術係及び素材試験係を置く。
4 前項に定める係の分掌事務は、次のとおりとする。

技術支援係

一 庶務に関すること。

二 場の管理運営に関すること。

三 技術相談及び技術支援の企画調整に関すること。

四 情報及び人材育成に関すること。

企画連携係

一 外部機関との連携に関すること。

二 外部資金研究等の企画調整に関すること。

三 その他場の業務を推進するために必要な施策に関すること。

生産技術係

一 新製品開発及び技術の応用に関すること。

二 編織製造技術及び準備工程技術についての研究開発及び試験に関すること。

素材試験係

一 繊維素材、消費科学及び性能評価についての研究開発及び試験に関すること。

二 染色、加工及び整理仕上げについての研究開発及び試験に関すること。

第三章第二節第四十六款を次のように改める。

第四十六款 削除

第一百五十條及び第一百五十一條 削除

第三章第二節第四十七款の二を削る。

第一百五十八條の四第一項の表群馬県藤岡土木事務所の項中「工務係」を「工務第一係、工務第二係」に改める。

第一百六十三條第一項中「上信自動車道建設事務所」の下に「総務係、」を加え、同条第二項建設第一係、建設第二係及び建設第三係の項の次に次のように加える。

総務係

一 庶務に関すること。

二 請負入札及び契約に関すること。

三 工所用機械器具及び資材の需給に関すること。

四 八ッ場ダム水源地域対策事務所の庶務、請負入札、契約並びに工所用機械器具及び資材の需給に関すること(八ッ場ダム水源地域対策事務所の主管に属す

るものを除く。)

第六十三条第二項用地係の項に次の一号を加える。

三 八ッ場ダム水源地域対策事務所の用地の買収、物件の移転及びその補償並びに取得用地の登記に関すること(八ッ場ダム水源地域対策事務所の主管に属するものを除く。)

第六十六条第一項中「総務用地係、」及び「及び建設係」を削り、同条第二項総務用地係の項を削り、同条第二項生活再建係の項第一号中「水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画」を「生活再建」に改め、同条第二項生活再建係の項第二号中「水源地域対策基金事業の全体計画及び実施」を「関係機関との連絡調整」に改め、同条第二項生活再建係の項第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項建設係の項を削る。

第七十三条第一項中「、東京園芸情報センター」及び「、ぐんま総合情報センター」を削り、同条第三項の表繊維工業試験場の項、ぐんま総合情報センターの項及び八ッ場ダム水源地域対策事務所の項を削る。

第七十四条の表小児慢性特定疾病審査会の項からがん登録審議会の項までの規定中「保健予防課」を「感染症・がん疾病対策課」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県行政組織規則に規定する機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等は、改正後の同規則に規定する相当の機関が行った処分等又は当該機関に対して行われた行為等とみなす。

(群馬県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

3 群馬県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年群馬県規則第五十六号)の第一部を次のように改正する。

第三条第一号の表中

部長	上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部長	上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
推進監	上司の命を受け、所掌事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

を

に改め、同表

4 (群馬県労働委員会事務局組織規則の一部改正)
群馬県労働委員会事務局組織規則(昭和四十一年群馬県規則第五十一号)の一部

歯科医長の項中「歯科医長」を「歯科部長、歯科医長」に改める。

を次のように改正する。

第二条中「総務調整係」を「総務調整・DX推進係」に改める。

第三条中第二十二号を第二十三号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 デジタルトランスフォーメーションの取組推進に関する事。

(地方官営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則の一部改正)

5 地方官営企業法第三十九条第二項に規定する政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一号中「、局付所長」を削り、第二号中「、団地総合事務所前橋支所長」を削り、第四号中「副院長」の下に「、院長補佐」を加える。

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十四号

群馬県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 群馬県事務委任規則(昭和四十三年群馬県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「並びに前橋行政県税事務所長、伊勢崎行政県税事務所長、高崎行政県税事務所長及び太田行政県税事務所長」を削り、同表五の項中「地域政策費」を「地域創生費(地域振興調整費及び地域公共事業調整費に限る。)」に改め、「並びに前橋行政県税事務所長、伊勢崎行政県税事務所長、高崎行政県税事務所長及び太田行政県税事務所長」を削り、同表八の項中「振興局が置かれる地域において、」を削る。

別表第二第一号の表四の部中「前橋行政県税事務所長、伊勢崎行政県税事務所長、高崎行政県税事務所長及び太田行政県税事務所長」を「伊勢崎行政県税事務所長及び館林行政県税事務所長」に改め、別表第二第四号の表二十四の部一(項中「及び第十五条の二第一項の規定による」を「第十五条の二第一項並びに第十五条の三第一項及び第二項の規定による報告の求め、」に改め、同部中三十六の項を四十四の項とし、三十五の項を四十二の項とし、同項の次に次のように加える。

四十三 第五十条の二第一項及び第二項の規定による健康状態の報告の求め又は感染の防止に関する必要な協力の求め	保健所長
---	------

別表第二第四号の表二十四の部中三十四の項を四十一の項とし、二十九の項から

三十三の項までを三十六の項から四十の項までとし、二十八の項を三十四の項とし、同項の次に次のように加える。

三十五 第四十四条の三第一項及び第二項の規定による健康状態の報告の求め又は感染の防止に関する必要な協力の求め	保健所長
--	------

別表第二第四号の表二十四の部中二十七の項を三十一の項とし、同項の次に次のように加える。

三十二 第三十七条の二第三項の規定による意見の聴取	保健所長
三十三 第四十二条第一項の規定による療養費の支給の決定	保健所長

別表第二第四号の表二十四の部中二十六の項を三十の項とし、十四の項から二十五の項までを十八の項から二十九の項までとし、同部十三の項中「第二十四条の二第三項」を「第二十四条の二第二項(第四十九条の二において準用する場合を含む。)」の規定による聴取及び第二十四条の二第三項に改め、同項を同部十七の項とし、同部中十二の項を十六の項とし、十一の項を十五の項とし、十の項を十三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四 第二十条第五項(第二十六条において準用する場合を含む。))の規定による意見の聴取	保健所長
---	------

別表第二第四号の表二十四の部中九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、七の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十 第十八条第五項の規定による意見の聴取及び同条第六項の規定による報告	保健所長
-------------------------------------	------

別表第二第四号の表二十四の部中六の項を八の項とし、三の項から五の項までを五の項から七の項までとし、二の項の次に次のように加える。

三 第十五条第八項の規定による質問又は調査に応ずべきことの命令	保健所長
四 第十五条第十項の規定による通知及び同条第十一項の規定による書面の交付	保健所長

別表第二第四号の表二十六の部中「保健予防課長」を「感染症・がん疾病対策課長」に改め、同表三十三の部中十二の項を十五の項とし、十一の項の次に次のよう

に加える。

十二 第六十八条の六の規定による特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他の医療関係者の記録等の事務についての必要な指導及び助言	保健所長
--	------

十三 第六十八条の八の規定による再生医療等製品の販売業者、再生医療等製品取扱医療関係者又は病院若しくは診療所の管理者の記録等の事務についての必要な指導及び助言	保健所長
---	------

十四 第六十八条の二十三の規定による生物由来製品の販売業者若しくは貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院若しくは診療所の管理者の記録等の事務についての必要な指導及び助言	保健所長
---	------

別表第二第四号の表三十四の部中四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 第十四条の九第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の届出の受理及び同条第二項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の届出事項の変更の届出の受理	保健所長
--	------

別表第二第四号の表六十四の部中八の項を九の項とし、一の項から七の項までを二の項から八の項までとし、同部に一の項として次のように加える。

一 第八条第一項の規定による届出の受付	保健所長
---------------------	------

別表第二第五号の表一の部十八の項中「第十八条の十五第一項」を「第十八条の十七第一項」に改め、同部十九の項中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第一項」に、「の方法に関する計画の変更」を「について、第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うこと」に改め、同部中二十四の項を二十五の項とし、同部二十三の項中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同項を同部二十四の項とし、同部二十二の項中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に改め、同項を同部二十三の項とし、同部二十一の項中「第十八条の二十四第一項」を「第十八条の二十九第一項」に改め、同項を同部二十二の項とし、同部二十の項中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八

第一項」に改め、同項を同部二十一の項とし、同部十九の項の次に次のように加える。

二十 第十八条の十八第二項の規定による特定粉じん排出等作業実施届出者に対するその届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令	環境森林事務所長及び環境事務所長
--	------------------

別表第二第五号の表中二の部を削り、三の部を二の部とし、四の部を削り、五の部を三の部とし、六の部から十一の部までを四の部から九の部までとし、十二の部を削り、十三の部を十の部とし、同表十四の部中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から六の項までを二の項から五の項までとし、同部を同表十一の部とし、同表中十五の部を十二の部とし、十六の部から四十七の部までを十三の部から四十四の部までとし、別表第二第六号の表六の部を次のように改める。

六 群馬県漁業調整規則(令和二年群馬県規則第七十二号)	一 第三条第一項の規定による水産動植物の採捕の許可	農業事務所長
	二 第十条第一項及び第十一条第一項の規定による水産動植物の採捕の許可の取消し	農業事務所長
	三 第十一条第二項及び第十二条第一項の規定による水産動植物の採捕の許可の変更、取消し又はその効力の停止	農業事務所長
	四 第十八条の規定による水産動植物採捕許可証の書換え交付又は再交付	農業事務所長
	五 第十九条の規定による水産動植物採捕許可証の返納の受付	農業事務所長
	六 第三十条第一項の規定による水産動植物の特別採捕の許可及び同条第六項の規定による水産動植物の特別採捕許可証の記載事項の変更の許可	農業事務所長

別表第二第六号の表八の部中四の項を七の項とし、同部三の項中「第三十四条第二項」を「第三十四条第四項」に改め、同項を同部六の項とし、同部二の項の次に次のように加える。

三 第二十五条の二第一項の規定による家畜人工授精所の名称等の変更の届出の受理	農業事務所長
四 第二十五条の二第二項の規定による家畜人工授精所の廃止、休止又は再開の届出の	農業事務所長

受理	
五 第三十四条第三項の規定による家畜人工授精所の開設者からの運営状況の報告の徴収	農業事務所長

別表第二第六号の表九の部に次のように加える。

四 第十条第二項の規定による家畜人工授精師旧免許証の返納の受理	農業事務所長
五 第十一条第一項から第三項までの規定による家畜人工授精師免許証の返納又は家畜人工授精師免許証の提出の受理	農業事務所長
六 第十一条第四項の規定による家畜人工授精師免許証の返還	農業事務所長

別表第二第六号の表中三十六の部を三十七の部とし、十の部から三十五の部までを十一の部から三十六の部までとし、九の部の次に次のように加える。

十 家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)	一 第四十条第一項の規定による家畜人工授精所開設許可証の返納及び同条第二項の規定による家畜人工授精所開設許可証の提出の受理	農業事務所長
	二 第四十条第三項の規定による家畜人工授精所開設許可証の返還	農業事務所長

別表第二第七号の表四の部三の項及び四の項並びに同表五の部三の項から七の項までの規定中「群馬産業技術センター所長等」の下に「及び繊維工業試験場長」を加え、同表中六の部及び七の部を削り、八の部を六の部とし、別表第二第八号の表三十六の部中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第号)第十七条第一項」に改める。

別表第四振興局長並びに前橋行政県税事務所長、伊勢崎行政県税事務所長、高崎行政県税事務所長及び太田行政県税事務所長の項中「前橋行政県税事務所長、」及び「高崎行政県税事務所長」を削り、「太田行政県税事務所長」を「館林行政県税事務所長」に改め、「及び地域政策費」を削り、同項の次に次のように加える。

振興局長	歳出予算の流用(地域創生費のうち、地域振興調整費及び地域公共事業調整費に係る同一事業内の各節の間の流用で千万円以上のもの並びに重要及び異例なものを除く。)
------	---

別表第十中五十四の項を五十六の項とし、二十八の項から五十三の項までを三十の項から五十五の項までとし、同表二十七の項中「共済費」の下に「(地方公務員共済組合に対する負担金に限る。)」を加え、同項を同表二十九の項とし、同表中二十六の項を二十八の項とし、同表二十五の項中「スポーツ振興センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認」を「ぐんま男女共同参画センターの使用料に係る現金の収納」に改め、同項の次に次のように加える。

二十六 ぐんま男女共同参画センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務	会計局会計管理課の審査室長である出納員
二十七 ぐんま総合情報センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務	会計局会計管理課の審査室長である出納員

別表第十一中三十二の項を三十三の項とし、七の項から三十一の項までを八の項から三十二の項までとし、六の項の次に次のように加える。

七 ぐんま男女共同参画センターの使用料に係る現金の収納	会計局会計管理課の審査室長である出納員	生活こども課の任出納員
-----------------------------	---------------------	-------------

第二条 群馬県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二第四号の表三十三の部二の項中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改め、同部五の項中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同部六の項中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同部九の項及び十一の項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同表三十四の部一の項中「同条第二項」を「同条第四項」に改め、同部二の項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同部三の項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同部五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 第十七条第八項において準用する第七条第四項ただし書の規定により、薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者が、その製造所以外の場所でする業務に従事することの許可	保健所長
---	------

別表第二第四号の表三十五の部一の項中「第一条の四」を「第二条の二」に、「第一条の五」を「第二条の三」に、「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同部二の項中「第一条の六第三項」を「第二条の四第三項」に、「第一条の七」を「第二条の五」に改め、同部三の項中「第二条」を「第二条の十三」に改め、同部四の項中「第一条の八」を「第二条の六」に改め、同表六十四の部三

の項中「第六十二条」を「第六十八条」に改め、同部四の項中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同部五の項中「第六十二条」を「第六十八条」に改め、同部六の項中「第五十二条」を「第五十五条」に改め、同部七の項中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同部九の項中「第五十六条」を「第六十一条」に、「第六十二条」を「第六十八条」に改め、同項を同部二の項とし、同部八の項中「第五十四条」を「第五十九条」に、「第六十二条」を「第六十八条」に改め、同項を同部十一の項とし、同部七の項の次に次のように加える。

八 第五十七条第一項の規定による許可を要さない営業を営む者からの届出の受理	保健所長
九 第五十七条第二項において準用する第五十六条第二項の規定による届出営業者の地位の承継の届出の受理	保健所長
十 第五十八条第一項の規定による営業者による食品、添加物等の回収の届出の受理	保健所長

別表第二第四号の表六十六の部及び六十七の部を次のように改める。

六十七 群馬県食品衛生法施行条例(平成十二年群馬県条例第四十一号)	六十六 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)	一 第七十一条の規定による営業許可申請事項の変更の届出の受理	保健所長
		二 第七十一条の二の規定による廃業の届出の受理	保健所長
		三 別表第十七第七号の規定による食品等取扱者の検便の実施の指示	保健所長
		四 別表第十七第九号の規定による情報の受付	保健所長
		五 別表第十七第九号ハの規定による情報の受付	保健所長
		六 別表第十七第十号イの規定による報告の受付	保健所長
	第六十六条の規定による営業施設基準の緩和措置	保健所長	

別表第二第四号の表六十八の部を削り、同表六十九の部一の項中「第四条」を「第五条」に改め、「又は検査員」を削り、同部二の項中「、廃業」を削り、同表中六十九の部を六十八の部とし、七十の部を削り、七十一の部を六十九の部とし、七十二の部から七十七の部までを七十の部から七十五の部までとし、同表七十八の部中四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 第十条の二第一項の規定による食品関連事業者等による食品の回収の届出の受理 保健所長

別表第二第四号の表中七十八の部を七十六の部とし、七十九の部から九十三の部までを七十七の部から九十一の部までとする。

附則

この規則の規定中第一条の規定は令和三年四月一日から、第二条の規定(別表第二第四号の表三十三の部から三十五の部までの改正規定を除く。)は同年六月一日から、同条の規定(同表三十三の部から三十五の部までの改正規定に限る。)は同年八月一日から施行する。

群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第八十五号

群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第二条第二項第三号の規則で定める県の機関)

第三条 条例第二条第二項第三号の規則で定める県の機関は、次に掲げる機関とする。

- 一 県民センター
- 二 群馬県立近代美術館
- 三 群馬県立館林美術館
- 四 群馬県立歴史博物館
- 五 群馬県立自然史博物館
- 六 群馬県立土屋文明記念文学館
- 七 群馬県立世界遺産センター
- 八 群馬県議会図書室

九 群馬県立図書館

群馬県立ぐんま天文台

十一 群馬県立ぐんま昆虫の森

十二 群馬県生涯学習センター

十三 その他これらに類する機関であつて知事が指定したものの(条例第二条第三号の歴史的な資料等の範囲)

第四条 条例第二条第二項第三号の歴史的な資料若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により、特別の管理がされているものとする。

一 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

二 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

三 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

イ 当該資料に群馬県情報公開条例(平成十二年群馬県条例第八十三号。以下「情報公開条例」という。)第十四条第一号から第三号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合にあつては、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。

ロ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合にあつては、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の利用を制限すること。

ハ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合にあつては、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

四 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

五 当該資料に個人情報記録されている場合にあつては、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

(条例第二条第三項の規則で定める基準)

第五条 条例第二条第三項の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 県の機関、県設立地方独立行政法人又は公社の組織若しくは機能又は政策の検討過程、決定、実施若しくは実績に関する重要な情報が記録されていること。

二 県民の権利又は義務に関する重要な情報が記録されていること。

三 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。

四 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。

五 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録されていること。

(簿冊等の分類、名称及び保存期間)

第六条 実施機関は、能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、県の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、条例第五条第一項及び第三項の規定により、公文書及び簿冊について、事務及び事業の性質、内容等に

- 応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。
- 2 条例第五条第一項の保存期間は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
 - 一 法令又は条例による保存期間の定めがある公文書 当該法令又は条例で定める期間
 - 二 前号に掲げる公文書以外のもの 実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて実施機関が公文書管理規程において定める期間
 - 3 実施機関は、公文書(前項第一号に掲げる公文書を除く。)が歴史公文書等に該当する場合には、一年以上の保存期間を設定しなければならない。
 - 4 条例第五条第一項の保存期間の起算日は、公文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、四月一日以外の日を起算日とすることが公文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあつては、文書作成取得日から一年以内の日で実施機関が定める日とする。
 - 5 条例第五条第三項の保存期間は、簿冊にまとめられた公文書の保存期間とする。
 - 6 条例第五条第三項の保存期間の起算日は、公文書を簿冊にまとめた日のうち最も早い日(以下この項及び第八条第一項第七号において「簿冊作成日」という。)の属する年度の翌年度の四月一日とする。ただし、四月一日以外の日を起算日とすることが公文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあつては、簿冊作成日から一年以内の日で実施機関が定める日とする。
 - 7 第四項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及び当該公文書がまとめられた簿冊については、適用しない。(保存期間の延長)
 - 第七条 実施機関は、条例第五条第四項の規定に基づき、次の各号に掲げる簿冊等について保存期間を延長する場合は、当該簿冊等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該簿冊等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する簿冊等が他の区分にも該当するときは、それぞれ期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。
 - 一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
 - 二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
 - 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間
 - 四 情報公開条例第十二条第一項に規定する開示請求があつたもの 情報公開条例第十八条第一項又は第二項の決定の日の翌日から起算して一年間
 - 五 群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号)第十六条第一項に規定する開示請求、同条例第二十四条第一項に規定する訂正請求又は同条例第二十五条の七第一項に規定する利用停止請求があつたもの 同条例第十七条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十五条の八各項の

- 決定の日の翌日から起算して一年間
- 2 実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて簿冊等の保存期間を延長することができる。(簿冊管理簿の記載事項等)
- 第八条 条例第七条第一項の規定により簿冊管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 分類
 - 二 名称
 - 三 保存期間
 - 四 保存期間の満了する日
 - 五 保存期間が満了したときの措置
 - 六 保存場所
 - 七 文書作成取得日(簿冊にあつては、簿冊作成日)の属する年度その他これに準ずる期間
 - 八 前号の日における文書管理者(簿冊等を現に管理すべき者として実施機関が定める者をいう。第十一号において同じ。)
 - 九 保存期間の起算日
 - 十 媒体の種類
 - 十一 簿冊等に係る文書管理者
- 2 実施機関は、簿冊管理簿を、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製しなければならない。(条例第七条第一項ただし書の規則で定める期間)
- 第九条 条例第七条第一項ただし書の規則で定める期間は、一年とする。(簿冊管理簿の閲覧場所)
- 第十条 条例第七条第二項の規定による一般の閲覧は、県民センター及び実施機関が公文書管理規程で定める場所において行うものとする。(教育委員会からの意見聴取)
- 第十一条 実施機関は、保存期間が満了した簿冊等の廃棄に当たり、条例第八条第二項の規定により教育委員会から意見を聴こうとするときは、当該簿冊等に係る簿冊管理簿を教育委員会に提出しなければならない。(移管しない特別の理由)
- 第十二条 条例第八条第三項の規定による特別の理由がある場合は、同項に規定する簿冊等について、法令により廃棄しなければならないとされている場合とする。(管理状況の報告の内容)
- 第十三条 実施機関は、条例第九条第一項の規定により、次に掲げる公文書の管理の状況を知事に報告するものとする。
 - 一 簿冊管理簿の記載状況
 - 二 保存期間が満了した簿冊等の移管及び廃棄の状況
 - 三 研修の実施状況

- 四 点検の実施状況
 - 五 簿冊等の被災、紛失等の状況
- (公文書管理規程の記載事項)
- 第十四条 条例第十条第二項第七号の規則で定める事項は、公文書に関する次に掲げる事項とする。
- 一 管理体制の整備に関する事項
 - 二 点検に関する事項
 - 三 研修に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項
- (費用の負担に係る額)
- 第十五条 条例第二十条の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分	費用の額	
	白黒複写一枚につき十円	カラー複写一枚につき五十円
一 乾式の複写機による写しの交付(日本産業規格A列三番(以下「A三判」という。)以下の大きさのものに限る。)	白黒出力一枚につき十円	カラー複写一枚につき五十円
二 用紙に出力したものの交付(A三判以下の大きさのものに限る。)	白黒出力一枚につき十円	カラー出力一枚につき五十円
三 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	一枚につき二百円に当該文書等又は図画(以下「文書等」という。)をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき二百円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
四 光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	その他の場合	一枚につき二百円
備考	文書等をスキヤナにより読み取つてできた電磁的記録の複写の場合	一枚につき二百二十円に当該文書等一枚ごとに十円を加えた額
一 用紙の両面を使用する場合は、片面を一枚として額を算定する。	その他の場合	一枚につき二百二十円

一一 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。

(軽微な変更)

第十六条 条例第三十五条第二項の規則で定める軽微な変更は、法令、条例若しくは規則の制定若しくは改廃又は実施機関の組織の変更に伴い当然必要とされる規定の整理、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更とする。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 実施機関は、簿冊管理簿に係る電子情報処理組織の整備に相当の期間を要する場合その他第八条第一項各号に掲げる事項を簿冊管理簿に記載することが困難である場合には、これらの規定にかかわらず、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。

群馬県訓令甲第三号

訓令

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

県庁
地域機関
専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

第一条 群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「の長」の下に、「デジタルトランスフォーメーション推進監」を加える。

第四条第一項ただし書中「ただし、」の下に「デジタルトランスフォーメーション推進監の分掌事務(デジタルトランスフォーメーション課及び業務プロセス改革課に係る事務をいう。)及び」を加える。

別表第二部長専決事項の欄第四号中「知事又は副知事が決裁する事務及び副知事が専決する事務に係るものを除く。ただし、軽易なものについては、この限りでない」を「知事決裁及び副知事専決に係るものを除く」に改め、同欄第六号中「知事が決裁する事務及び副知事が専決する事務に係るものを除く。ただし、軽易なものについては、この限りでない」を「知事決裁及び副知事専決に係るものを除く」に改める。

別表第二課長専決事項の欄に次の一号を加える。

五十八 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の規定によ

り読み替えて適用する第七条第一項及び第八条第一項の規定により、会計年度任用職員の児童手当の受給資格及び額の認定並びに支給を行うこと。

別表第三第一号の表総務部(危機管理監に係るものに限る。)の部危機管理課の項第一号(ハ)から(ト)までの規定中「前橋行政県税事務所長、」及び「高崎行政県税事務所長」を削り、「太田行政県税事務所長」を「館林行政県税事務所長」に改め、同表地域創生部の部地域創生課の項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第 号)」に改め、同号(一)中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「過疎地域自立促進方針」を「過疎地域持続的発展方針」に改め、同項の次に次のように加える。

ぐんま
暮らし
・外国
人活躍
推進課

一 群馬県多文化共生・共創推進条例(令和三年群馬県条例第 八号)に基づく次の事務

(一) 第八条第一項の規定により、基本計画を定めること。

別表第三第一号の表生活こども部の部生活こども課の項に次の一号を加える。

二 群馬県犯罪被害者等支援条例(令和三年群馬県条例第九号)に基づく次の事務

(一) 第十条第一項の規定により、基本計画を定めること。

別表第三第一号の表生活こども部の部消費生活課の項第二号中(七)を(六)とし、(六)とし、その次に次のように加える。

(三) 第五十七条の二第二項の規定により、業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者に対し、第五十七条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずること。

別表第三第一号の表生活こども部の部消費生活課の項第二号中(五)を(九)とし、その次に次のように加える。

(十) 第四十七条の二第二項の規定により、特定継続的役務提供に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第四十七条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずること。

別表第三第一号の表生活こども部の部消費生活課の項第二号中(四)を(七)とし、その次に次のように加える。

(八) 第三十九条の二第一項から第三項までの規定により、連鎖販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者に対し、第三十九条第一項から第三項までの規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずること。

別表第三第一号の表生活こども部の部消費生活課の項第二号中(三)を(五)とし、その次に次のように加える。

次に次のように加える。

(六) 第二十三条の二第二項の規定により、電話勧誘販売に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第二十三条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずること。

別表第三第一号の表生活こども部の部消費生活課の項第二号中(二)を(三)とし、その次に次のように加える。

(四) 第十五条の二第二項の規定により、通信販売に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第十五条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずること。

別表第三第一号の表生活こども部の部消費生活課の項第二号中(一)の次に次のように加える。

(二) 第八条の二第二項の規定により、訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第八条第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずること。

別表第三第一号の表生活こども部の部消費生活課の項第二号に次のように加える。

(四) 第五十八条の十三の二第二項の規定により、訪問購入に関する業務を制限することが相当と認められる者に対し、第五十八条の十三第一項の規定により停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずること。

別表第三第一号の表健康福祉部の部保健予防課の項中「保健予防課」を「感染症・がん疾病対策課」に改める。

別表第三第一号の表環境森林部の部林政課の項第一号中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 第十条の六第一項の規定により、市町村森林整備計画を変更すべき旨を通知すること。

別表第三第一号の表環境森林部の部森林保全課の項第一号中(二)を削り、同号(三)とし、同号(四)を同号(二)とする。

別表第三第三号の表知事戦略部の部地域外交課の項第四号及び第五号を削り、同表総務部の部消防保安課の項第十四号中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同部総務事務管理課の項第六号中「(昭和三十九年法律第七十三号)」を削り、同号(一)中「職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同表地域創生部の部地域創生課の項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、同号(一)中「第六条第一項」を「第八条第一項」に、「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」に改め、同号(二)中「第七条第一項」を「第九条第一項」に、「群馬県過疎地域自立促進計画」を「群馬県過疎地域持続的発展計画」に改め、同表生活こども部の部生活こども課の項に次の五号を加える。

次に次のように加える。

・がん疾病対策課」に改め、第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

健康長 寿社会 づくり 推進課	<p>一 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第十一条の規定により、国民健康・栄養調査世帯を指定すること。</p> <p>(二) 第十九条の規定により、栄養指導員を命ずること。</p> <p>(三) 第二十一条第一項の規定により、管理栄養士を置く特定給食施設を指定すること。</p> <p>二 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第二条第一項の規定により、栄養士の免許を与えること。</p> <p>(二) 第五条第一項の規定により、栄養士に対する免許を取り消し、又は栄養士の名称の使用の停止を命ずること。</p> <p>三 栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)に基づく次の事務</p> <p>(一) 第四条第一項又は第三項の規定により、栄養士名簿の登録を抹消すること。</p> <p>(二) 第五条第一項及び第六条第一項の規定により、栄養士免許証を書換え交付し、又は再交付すること。</p>
--------------------------	--

別表第三第三号の表健康福祉部の部障害政策課の項第四号(三)中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第一項」に改め、同号(四)中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改め、同号(五)中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十二第二項」に改め、同号(六)中「第二十一条の五の二十一第二項」を「第二十一条の五の二十三第一項」に改め、同号(七)中「第二十一条の五の二十二第二項」を「第二十一条の五の二十三第二項」に改め、同号(八)中「第二十一条の五の二十三第三項」を「第二十一条の五の二十三第三項」に改め、同号(九)中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同号(十)中「第二十一条の五の二十四」を「第二十一条の五の二十五」に改め、同号(十一)中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十六第二項」に改め、同号(十二)中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改め、同号(十三)中「第二十一条の五の二十七第二項」を「第二十一条の五の二十七第三項」に改め、同号(十四)中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十八第二項」に改め、同号(十五)中「第二十一条の五の二十七第二項」を「第二十一条の五の二十八第三項」に改め、同号(十六)中「第二十一条の三第一項」を「第十九

条の二十第一項」に改め、同部業務課の項第二号(四)を(五)とし、(五)から(九)までを(六)とし、(六)を(七)とし、その次に次のように加える。

(四) 第七十六条の三第一項の規定により、職員のうちから薬事監視員を命ずること。

(五) 第七十六条の三の二の規定により、職員の職権を麻薬取締官又は麻薬取締員に行わせること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第二号(四)を(五)とし、(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、その次に次のように加える。

(六) 第七十二条の三の規定により、薬局開設者に対し、報告等を命ずること。

(七) 第七十二条の四の規定により、薬局開設者等に対し、措置をとるべきことを命ずること。

(八) 第七十二条の五第一項の規定により、違反した者に対し、措置をとるべきことを命ずること。

(九) 第七十二条の五第二項の規定により、特定電気通信役務提供者に対し、措置を講ずることを要請すること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第二号(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、同号(八)中「第七十条第一項及び第二項」を「第七十条第一項及び第三項」に、「採る」を「とる」に改め、同号(九)を(十)とし、(十)を(十一)とし、その次に次のように加える。

(十) 第六十九条の規定により、医薬品等の製造販売業者等に対し、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査等をさせること。

(十一) 第六十九条の二第二項の規定により、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、立入検査等を行わせること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第二号(六)を(七)とし、(七)から(四)までを(八)までとし、(八)を(九)とし、その前に次のように加える。

(八) 第八条の二第四項の規定により、市町村その他の官公署に対し、情報の提供を求めること。

(九) 第八条の二第五項の規定により、報告された事項を公表すること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第三号(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、同号(九)中「採る」を「とる」に改め、同号(十)を(十一)とし、(十一)から(十二)までを(十三)までとし、(十三)を(十四)とし、その次に次のように加える。

(十) 第四十条の三において準用する第二十三条の二の十六第二項の規定により、医療機器の修理業者の製造所の廃止、休止、若しくは休止をした製造所の再開又は医療機器修理責任技術者等の変更に係る届出を受け付けること(保健所長委任に係るものを除く)。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第三号(七)を(八)とし、その次に次のように加える。

(七) 第二十三条の三十六第一項の規定により、再生医療等製品の製造販売業者の事業の廃止、休止若しくは休止した事業の再開又は再生医療等製品総括製造販売責任者等の変更に係る届出を受け付けること(保健所長委任に係るもの

のを除く。)
別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第三号中(九)とし、その次に次のように加える。

(四) 第二十三条の二の十六第一項の規定により、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の事業の廃止、休止若しくは休止をした事業の再開又は医療機器等総括製造販売責任者等の変更に係る届出を受け付けること(保健所長委任に係るものを除く。)

(五) 第二十三条の二の十六第二項の規定により、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者の製造所の廃止、休止若しくは休止をした製造所の再開又は体外診断用医薬品製造管理者等の変更に係る届出を受け付けること(保健所長委任に係るものを除く。)

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第三号中(八)とし、四から(七)までを(五)から(八)までとし、(三)の次に次のように加える。

(四) 第十四条の九第一項及び第二項の規定により、化粧品以外の化粧品の製造販売者が第十四条第一項に規定する化粧品以外の化粧品の製造販売をしようとするとき等の届出を受け付けること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第四号(一)中「又は再生医療等製品の販売業」及び「(保健所長委任に係るものを除く。)」を削り、同部食品・生活衛生課の項第九号中(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、その前に次のように加える。

(一) 第八条第二項の規定により、厚生労働大臣に報告すること。

別表第三第三号の表環境森林部の部環境保全課の項第二号(四)中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に、「を施工する者」を「元請業者若しくは下請負人又は自主施工者」に改め、同号(六)中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同号(七)中「第十八条の二十九第二項」を「第十八条の三十四第二項」に改め、同表農政部の部畜糸園芸課の項第四号(一)中「第八条第六項」を「第六十六条第七項」に改め、同号(二)中「第十四条第四項」を「第七十二条第六項」に改め、同号(三)中「第二十二條第一項」を「第七十六條第一項」に改め、同号(四)中「第二十六條第一項ただし書」を「第七十九條第一項ただし書」に改め、同号(五)中「第三十六條第一項」を「第八十八條第一項」に改め、同号(六)中「第三十七條第一項」を「第八十九條第一項」に改め、同号(七)中「第二十條から第二十二條」を「第六十六条から第六十三條」に改め、同号(八)中「第二百二十四條第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同号(九)中「第二百二十九條第一項」を「第七十条第一項」に改め、同号(十)中「第三百三十四條第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号(十一)中「第三百三十四條第二項」を「第七十六条第二項」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同部ぐんまブランド推進課の項に次の一号を加える。

二 その他次の事務

(一) ぐんまブランド推進事業の事業計画等を承認すること。

別表第三第三号の表産業経済部の部産業政策課の項第三号を次のように改める。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)に基づく次の事務

(一) 第十三条第四項の規定により、地域経済牽引事業計画を承認すること。

(二) 第十四条第三項において準用する第十三条第四項の規定により、地域経済牽引事業計画の変更を承認すること。

別表第三第三号の表産業経済部の部産業政策課の項第四号を削り、同項第五号(一)中「企業立地促進資金」を「災害レジリエンス強化資金」に改め、同号を同項第四号とし、同部経営支援課の項第一号(三)中「第二十四条の六の十一第二項」を「第二十四条の六の十二第二項」に改め、同号(四)中「第二十四条の六の十一第四項」を「第二十四条の六の十二第四項」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号(四)中「第七十六条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同号(五)中「第七十一条第二項」に改め、同号(六)中「第七十七条第二項」を「第七十六条第八項」を「第七十条第七項」に改め、同号(七)中「第七十八条第二項」を「第七十二条第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号(五)中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第六十六条第一項」を「第十七条第一項又は第二項の変更に係る場合は、変更後の確認」を「第十八条第一項から第四項までの変更の確認又は第十八条の二第二項の報告の確認があつた場合は、変更又は報告後の確認」に改め、同号(六)を同号(五)とし、同号(七)中「第十七条第二項」を「第十八条第四項」に、「第十五条第一項第五号」を「第十六条第二号ホ」に改め、同号(八)を同号(七)とし、その次に次のように加える。

(一) 第十八条第七項に規定する個人事業承継者の変更の確認をすること。

(二) 第十八条第八項に規定する第十六条第三号ロ又はハの具体的な計画の変更の確認をすること。

別表第三第三号の表産業経済部の部経営支援課の項第八号(十)中「第十七条第一項」を「第十八条第三項」に、「第十五条第六号」を「第十六条第二号へ」に改め、同号(十一)を同号(十)とし、同号(九)中「第十六条第一項」を「第十七条第一項第二号」に、「第十五条第一号から第五号」を「第十六条第二号イからホ」に、「同条第六号」を「同号へ」に、「同条第一号から第六号」を「同号イからへ」に改め、同号(九)を同号(八)とし、その次に次のように加える。

(三) 第十七条第一項第三号に規定する個人である中小企業者が第十六条第三号に掲げる要件のいずれにも該当することについての確認をすること。

(四) 第十八条第一項に規定する特例後継者の変更の確認をすること。

(五) 第十八条第二項に規定する第十六条第一号二又はホの具体的な計画の変更の確認をすること。

別表第三第三号の表産業経済部の部経営支援課の項第八号(八)中「第十三条の二第四項」を「第十三条の二第五項」に、「災害等特例中小企業者」を「災害等特例中小企業者及び災害等特例中小企業者」に改め、同号(九)を(八)とし、その次に次のように加える。

(三) 第十七条第一項第一号に規定する中小企業者が第十六条第一号に掲げる要

件のいずれにも該当することについての確認をすること。

別表第三第三号の表産業経済部の部経営支援課の項第八号(七)中「災害等特例中小企業者」を「災害等特例中小企業者及び災害等特例中小企業者」に改め、同号(七)を同号(七)とし、同号(六)中「第十三条第四項」を「第十三条第十三項」に、「同条第一項」を「同条第一項、第六項又は第九項」に改め、「特別贈与認定中小企業者等」の下に「贈与認定個人事業者等」を加え、同号中(六)とし、(五)を(七)とし、その次に次のように加える。

(八) 第十三条第六項に規定する贈与認定個人事業者等が同項各号のいずれにも該当することについての確認をすること。

(九) 第十三条第九項に規定する特例受贈事業用資産とみなされた会社の株式又は持分に係る当該会社が同項各号のいずれにも該当することについての確認をすること。

別表第三第三号の表産業経済部の部経営支援課の項第八号(四)中「第十二条第十四項」を「第十二条第三十七項」に、「又は株式交換完全親会社等」を「株式交換完全親会社等、贈与認定個人事業者又は相続認定個人事業者」に改め、同号中(四)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 第九条第十四項の規定により、贈与認定個人事業者の認定を取り消すこと。

(五) 第九条第十五項の規定により、相続認定個人事業者の認定を取り消すこと。

別表第三第三号の表産業経済部の部経営支援課の項第八号に次のように加える。

(四) 第十九条第二項の規定により、第十七条第一項第三号の確認(第十八条第七項又は第八項の変更の確認があつた場合は、変更後の確認)を受けた個人である中小企業者の確認を取り消すこと。

別表第三第三号の表産業経済部の部経営支援課の項第八号を同項第七号とし、同項第九号(一)中「第七十条の七第三十一項」を「第七十条の七第三十五項」に、「第七十条の七の二第三十一項」を「第七十条の七の二第四十項」に、「第七十条の七の四第十六項」を「第七十条の七の四第二十項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三第三号の表農土整備部の部下水環境課の項第四号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十七条第一項」に改め、同部建築課の項第一号中(四)を(五)とし、(四)から(五)までを(四)から(五)までとし、(四)の次に次のように加える。

(四) 第六十条の二の二第二項第二号の規定により建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可をすること。

(五) 第六十条の二の二第三項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可をすること。

別表第三第三号の表農土整備部の部建築課の項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第五衛生環境研究所の項に次の二号を加える。

七 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)に基づく

次の事務

(一) 第三号、第六号、第十五号及び第十七号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書を交付すること(衛生環境研究所の職員に係るものに限る。)

八 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)に基づく次の事務

(一) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第十一条第一項の規定に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書を交付すること(衛生環境研究所の職員に係るものに限る。)

別表第五環境森林事務所及び環境事務所の項中第十六号を第十八号とし、第七号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令に基づく次の事務

(一) 第三号、第六号、第十五号及び第十七号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書を交付すること(環境森林事務所及び環境事務所に係るものに限る。)

八 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令に基づく次の事務

(一) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第十一条第一項の規定に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書を交付すること(環境森林事務所及び環境事務所に係るものに限る。)

別表第五農業事務所及び環境事務所の職員に係るものに限る。)

中「第二十一条第二項」を「第七十五条第二項」に改め、同号(二)中「第二十二條第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号(四)中「第二十四條第二項」を「第七十八條第二項」に、「区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号(五)中「第三十六條第一項ただし書」を「第七十九條第一項ただし書」に改め、同号(六)中「第三十五條」を「第八十七條」に改め、同号(七)中「第三十六條第一項」を「第八十八條第一項」に改め、同号(八)中「第三十四條第一項」を「第七十七條第一項」に改め、同号(九)中「第三十四條第二項」を「第七十六條第二項」に改め、同項第十六号(二)を削り、同項第十九号を第二十号とし、第七十六号を第十八号とし、第十七号を第十八号の次に次の二号を加える。

十七 家畜改良増殖法施行規則に基づく次の事務

(一) 第三十三條の規定により、家畜人工授精所開設許可証の交付をすること。

(二) 第三十八條に規定する家畜人工授精所開設許可証の書換交付をすること。

(三) 第三十九條に規定する家畜人工授精所開設許可証の再交付をすること。

第二条 群馬県事務専決規程の一部を次のように改正する。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第二号中(四)を(五)とし、(四)から(五)ま

で(丙)から(ロ)までとし、(国)を(庚)とし、その次に次のように加える。
(四) 第七十五条第四項及び第五項の規定により、地域連携薬局等の認定を取り消すこと。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第二号中(国)を(国)とし、(オ)から(イ)までを(イ)から(ロ)までとし、(ロ)を(ロ)とし、その次に次のように加える。

(カ) 第七十二条の二第三項の規定により、地域連携薬局等の開設者に対し、業務の体制を整備することを命ずること。

(キ) 第七十二条の二の規定により、薬局開設者等に対し、措置をとるべきことを命ずること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第二号中(ロ)を(ロ)とし、同号(ロ)中「第七十二条第三項及び第四項」を「第七十二条第三項から第五項まで」に改め、同号中(ロ)を(ロ)とし、(ロ)から(ロ)までを(ロ)から(ロ)までとし、(一)を(二)とし、その前に次のように加える。

(一) 第六条の二第一項及び第四項の規定により、地域連携薬局の認定及びその更新をすること。

(二) 第六条の三第一項及び第五項の規定により、専門医療機関連携薬局の認定及びその更新をすること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第三号(一)中「第十二条第一項及び第二項」を「第十二条第一項及び第四項」に改め、同号(一)中「第十三条第一項及び第三項」を「第十三条第一項、第四項及び第八項」に、「及びその更新」を「、その更新及び区分の変更又は追加」に改め、同号中(ロ)を(ロ)とし、(国)から(国)までを(国)から(ロ)までとし、(ロ)を(ロ)とし、その次に次のように加える。

(四) 第七十二条の二の二第一項の規定により、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者に対し、措置をとるべきことを命ずること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第三号中(ロ)を(ロ)とし、(オ)から(イ)までを(イ)から(ロ)までとし、同号(ロ)中「第四十条の二第二項及び第三項」を「第四十条の二第二項、第四項及び第七項」に、「及びその更新」を「、その更新及びその修理区分の変更又は追加」に改め、同号中(ロ)を(ロ)とし、(ロ)を(ロ)とし、同号(ロ)中「第二十三条の二十第一項及び第二項」を「第二十三条の二十第一項及び第四項」に改め、同号中(ロ)を(ロ)とし、その次に次のように加える。

(オ) 第二十三条の三十四第八項において準用する第七条第四項ただし書の規定による再生医療等製品製造管理者がその製造所以外の場所で薬事に関する実務に従事することの許可をすること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第三号中(ロ)を(ロ)とし、(ロ)を(ロ)とし、同号(ロ)中「第二十三条の二の十四第六項」を「第二十三条の二の十四第十三項」に、「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改め、同号中(ロ)を(ロ)とし、(ロ)を(ロ)とし、同号(ロ)中「第二十三条の二第一項及び第二項」を「第二十三条の二第一項及び第四項」に改め、同号中(ロ)を(ロ)とし、(ロ)を(ロ)とし、同号(ロ)中「第十七条第四項」を「第十七条第八項」に、「第七条第三項ただし書」を「第七

条第四項ただし書」に改め、同号中(ロ)を(ロ)とし、(四)を(六)とし、(三)を(四)とし、その次に次のように加える。

(五) 第十四条の二第一項の規定により、医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造管理又は品質管理の方法が製造工程の区分ごとに基準に適合していることを確認すること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第三号(二)の次に次のように加える。
(三) 第十三条の二の二第一項及び第四項の規定により、製造所において医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造工程のうち保管のみを行うとする者の登録及びその更新をすること(保健所長委任に係るものを除く。)

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第四号中(一)を(一)とし、その前に次のように加える。
(一) 第二条の七、第二条の八第一項、第二条の九第一項及び第三項並びに第二条の十の規定により、認定薬局開設者の認定証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受付をすること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部業務課の項第五号(一)中「第二百四十九条の二第三項」を「第二百四十九条の八第三項」に改める。
別表第三第三号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項第九号(ロ)中「第五十五条第一項」を「第六十条第一項」に、「第五十六条」を「第六十一条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号中(ロ)を(ロ)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 第五十八条第二項の規定により、厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告すること。
別表第三第三号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、その次に次の一号を加える。

十一 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)に基づく次の事務

(一) 別表第十七第一号ロ(3)に規定する講習会を開催し、又は県以外が開催する当該講習会を認定すること。
(二) 別表第十七第一号ハ(1)に規定する講習会を開催し、又は県以外が開催する当該講習会を認定すること。

別表第三第三号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項第十三号を第十二号とし、第十四号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表産業経済部の部労働政策課の項に次の一号を加える。

十 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)に基づく次の事務

(一) 第二十七条に規定する組合の成立に係る届出を受理すること。
(二) 第三十三条に規定する組合の役員の変更に係る届出を受理すること。
(三) 第六十三条第三項に規定する組合の定款の変更に係る届出を受理すること。
(四) 第八十一条第一項に規定する休眠組合に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告すること。
(五) 第九十一条に規定する組合の合併に係る届出を受理すること。

- (六) 第二百二十四条第一項に規定する組合に係る決算関係書類等の受理をすること。
- (七) 第二百五条の規定により、組合に対して必要な報告をさせること。
- (八) 第二百二十六条第一項の規定により、組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- (九) 第二百二十七条第一項の規定により、組合に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (十) 第二百二十七条第二項の規定により、組合に対し、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずること。
- (十一) 第二百二十七条第三項の規定により、組合に対し、解散を命ずること。

附則

この訓令の規定中第一条の規定は令和三年四月一日から、第二条の規定(別表第三号の表健康福祉部の部食品・生活衛生課の項の改正規定に限る。)は同年六月一日から、同条の規定(同部薬務課の項の改正規定に限る。)は同年八月一日から、同条の規定(同表産業経済部の部労働政策課の項の改正規定に限る。)は労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の施行の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
